

早ね 早起き 朝ごはん+（プラス） メディアの使い方を考えよう！

規則正しい生活習慣を身につけることは、お子様の心と体の成長にとても大切です。四日市市では「早ね 早起き 朝ごはん」市民運動のもと、生活リズム向上に関する取組を各学校園でも進めていますが、近年インターネットやスマートフォンの普及により下記のような様々な問題やトラブルが起きております。お子様の健やかな成長のために、インターネットにつながるパソコンやゲーム、スマートフォンなどのメディアの使い方をお子様といっしょに考えてみてください。

裏面にある「家庭のルール」をもとにメディアの使い方について家族で話し合ってください。「家庭のルール」はお子様の成長に合わせて見直すことが大切です。ルールを決めてあるご家庭でもこれをきっかけに見直してみてください。

①ネット依存（ゲーム依存）

ゲームやインターネット上のコンテンツの閲覧、SNS等でのやり取りに、やめられなくなるほど依存してしまい、日常生活に支障をきたしてしまうことがあります。
⇒スポーツや体験活動、親子のコミュニケーションなどの機会を大切にしましょう。

③SNS等のトラブル

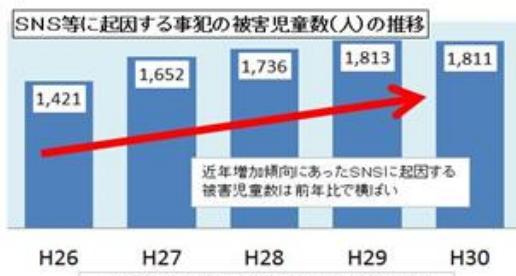
言葉の行き違いや冗談の書き込みから誤解が生じ、友人関係の悪化やいじめにつながることがあります。
⇒相手の気持ちを考えて、コミュニケーションをとるようしましょう。

②ネット被害

悪質なウェブサイトやアプリによって個人情報が取得され、迷惑メールが届いたり、不正請求をされたりすることがあります。
⇒個人情報の入力は、ウェブサイトやアプリが信用できるかよく確かめて、保護者の許可をもらいましょう。

④見知らぬとの出会い

インターネット上には、性別や年齢を偽って近づいてくる人もいます。
⇒インターネットで知り合った人に個人情報を教えたり、直接会ったりすることの危険性を理解しましょう。



青少年が使用する携帯電話の契約日（フィルタリングソフトウェアのインストール・設定）が義務化されました。

- ①保護者は、青少年の携帯電話にフィルタリングを利用しない場合、携帯電話事業者（販売店）に正当な理由を記載した書面等を提出しなければなりません。
- ②保護者は、青少年の携帯電話にフィルタリング有効化措置を講じない場合は、携帯電話事業者（販売店）に同措置を講じない理由を記載した書面等を提出しなければなりません。

－こども未来部について－

四日市市では、急激な少子化、核家族化の進行など、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育てに不安を抱いている保護者の悩みをワンストップで対応できる体制を構築するため、平成25年度に市の組織機構の見直しを行い、これまで福祉部・教育委員会・健康部の3部局で所管していた『子どもに関する業務』を集約・再編し、こども未来部を設置しました。こども未来部では、妊娠から青少年に至るまで途切れのない一貫した総合的な施策展開による子育て支援の充実に取り組んでいます。

基本目標

1. 心豊かでたくましい自立した青少年の育成

- (1) 子どもたちの学力・体力・気力の向上、望ましい基本的生活習慣の育成などをめざして、子どもの生活リズムの向上に取り組む。
- (2) 青少年がパソコンや携帯電話等を介した犯罪に巻き込まれないために、青少年自身が「自ら考え行動する」力をつけられるよう啓発を行う。また、インターネット等のトラブルから自他の安全を守れるよう、保護者等への啓発を行う。
- (3) 社会的に自立した個人として成長していくよう、家庭教育への支援や地域の大人への意識啓発に取り組む。
- (4) 他者とのかかわりの中で、心豊かにたくましく成長する力を身につけられるように、地域、学校等において、自然体験・生活体験等の場や機会を提供し、支援する。
- (5) 地域活動の中で青少年が中心となって活躍できるようなリーダーの育成を図る。

2. 青少年が心豊かに暮らせる環境づくり

- (1) 市民全体に対して、大人が良い手本を示すよう理解と協力を求めるとともに、補導活動時の青少年への声かけなどを通して、青少年による非行の防止活動を推進する。
- (2) 警察や関係機関の協力を得ながら、出版物・DVD・インターネットなどにみられる有害環境の浄化等に努める。
- (3) 青少年の非行問題の多様化にともない、課題のある青少年及びその保護者の悩みに対応するため、相談活動を実施する。
- (4) 放課後の過ごし方等について、青少年が、他者とのかかわりをもちながら安全で安心して豊かに成長していくことができる地域の環境づくりを推進する。

3. 地域ぐるみで取り組む青少年の社会的自立の促進

- (1) 企業やNPO団体などと連携、協働した育成活動の促進を図り、「早ね 早起き 朝ごはん+（プラス）メディアの使い方チェックデー」市民運動など、地域の教育力向上に向けた取り組みを進める。
- (2) 市民が互いに協働して、地域の子どもは地域で育てていこうという気運を高め、行動に移していくような支援施策を展開する。

主要施策

1. 心豊かでたくましい自立した青少年の育成

(1) 親と子どもの豊かな育ち事業の推進

①生活リズムの向上（基本的生活習慣の改善）

- 「インターネットにつながるパソコンやゲーム、スマートフォンなどのメディアの使い方を考える」をテーマに、子どもの生活リズム向上事業を推進
 - ・子どもの生活習慣全般の改善について、6校園の

生活リズム推進委員会に事業委託を行い、幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校と家庭、地域が連携した取り組みを推進する。

- ・市内の3歳児から5歳児に対して、生活状況調査を行い、調査結果をもとに、各園に情報を提供し、各園の実情に応じた取り組みを行う。
- ・生涯学習いきいき出前講座等における子どもの生活リズム向上に関する講座を推進する。

【令和元年度実施数：5回】

- ・子どもたちが日々の学習と実社会のつながりを意識し目的を持って学ぶキャリア教育に関わる講座を行う。

【令和元年度実施数：3回】

②規範意識の向上（非行等防止対策）

○非行防止教室の開催

- ・万引きによる補導件数等が低年齢化の傾向にあることから、希望する幼稚園、保育園、こども園、小中学校を対象に万引き防止を中心とした非行防止教室を開催し、規範意識の向上を図る。

【令和元年度実施数：10回】

③安全安心（子どもの安全安心対策）

○有害情報等から子どもを守る啓発活動

- ・四日市市PTA連絡協議会と連携し、携帯電話やインターネットの適切な利用を図るため、関係機関の協力により啓発活動及び研修会・講座を実施する。

■青少年ネット被害防止研修会（教職員・保護者対象）

- ・令和元年8月開催：四日市市勤労者・市民交流センター

■実施希望の学校園等での出前講座

- ・「e - ネット講座」
(小中学生・保護者・地域住民対象)

【令和元年度実施数：50回】

■3歳半健診時ミニ啓発講座（保護者対象）

【令和元年度実施数：33回】

(2) 家庭教育講座委託事業

家庭教育に関する主体的な学習活動を支援するため事業の実施をPTAに委託する。

(3) 青少年団体活動の育成

各種青少年団体の自主的な活動に補助金を交付するとともに、指導者の資質の向上を図る。

(令和2年3月末現在)

団体名	団体数	会員数
子ども会	298	14,527
海洋少年団	1	41
ボイスカウト		
四日市第15団	1	6

(4) ジュニアリーダー・サブリーダーの養成

子ども会活動にかかるリーダーの活動に必要な資質と能力の向上を図るため、各地区的ジュニアリーダー、サブリーダーを対象に養成講習会等を開催する。

2. 青少年が心豊かに暮らせる環境づくり

(1) 街頭補導活動

青少年の非行等問題行動防止活動を推進するため、関係機関団体の代表により組織された中央補導員により、補導活動を実施する【令和元年度実績：補導回数 291 回、補導少年人数 45 人】

(2) 補導員研修会

補導員の資質の向上と相互の連携・協調を図るため、専門講師による研修会を開催する。

(3) 地域及び広域補導活動

地域及び広域における非行等問題行動防止活動を推進するため、地区補導員組織や近隣 1 市 3 町からなる広域補導組織による補導活動を実施する。

(4) 社会環境の調査と浄化活動

青少年の健全育成・非行等問題行動防止のため、地域における有害環境の調査と浄化活動を実施する。

(5) 相談活動

非行等問題行動をかかえる青少年及びその保護者の悩みに対応するため、面接及び電話による相談活動を実施する。【令和元年度実績：電話相談 31、面接相談 4 回】

(6) 青少年相談員活動

非行等問題行動防止活動を推進するため、学校・関係行政機関及び地域青少年育成団体と密接な連携を図り、継続して指導を行う必要がある青少年及びその家族の相談・指導・助言活動を実施する。

(7) 子どもと若者の居場所づくり

- 人と人がふれあえる居場所を求める青少年に対して、気楽につどい、大人とも語り合える場を提供し青少年の自主的な活動を支援する。
- 四日市市登校サポートセンターふれあい、四日市市総合会館で軽運動や音楽活動、学習、憩い、語らいの場として活用している。

(8) 放課後児童健全育成事業

放課後等に留守家庭となる児童を対象に、学童保育所の設置・運営を行う運営委員会等に対して、補助金交付等の支援を行う。

<四日市市学童保育所一覧> (令和 2 年 5 月 1 日現在)

小学校区名	名 称	連 絡 先
海蔵	海蔵第 1 学童保育所	333-5531
	海蔵第 2 学童保育所	
笹川	笹川学童保育会	340-6228
日永	日永第 1 学童保育園	346-7616
	日永第 2 学童保育園	
桜	桜地区学童保育所	326-9988
常磐西	常磐西第 1 学童保育所	322-8320
	常磐西第 2 学童保育所	
内部	内部第 1 学童保育所	347-4412
	内部第 2 学童保育所	
常磐	ときわ学童保育所	354-3665
	ときわ第 2 学童保育所	
	ときわ第 3 学童保育所	
高花平	高花平学童保育所	090-4196-5981
下野	下野学童保育所	338-8811
	下野第 2 学童保育所	

県	県学童保育所	327-1390
四郷	四郷学童保育所	322-5171
	四郷第 2 学童保育所	
内部東	内部東第 1 学童保育所	348-1556
	内部東第 2 学童保育所	
川島	川島第 1 学童保育所	322-5412
	川島第 2 学童保育所	
	川島第 3 学童保育所	
富洲原	富洲原学童保育所	366-3321
	富洲原第 2 学童保育所	
浜田	浜田学童保育所	355-5383
大矢知	大矢知第 1 学童保育所	364-7232
	大矢知第 2 学童保育所	
	大矢知第 3 学童保育所	
泊山	泊山第 1 学童保育園	345-0171
	泊山第 2 学童保育園	
富田	富田地区第 1 学童保育所	364-3525
	富田地区第 2 学童保育所	
	富田地区第 3 学童保育所	
三重	三重学童保育所	332-0560
河原田	河原田学童保育所	345-8588
	河原田第 2 学童保育所	
三重西	三重西学童保育所	333-6648
	三重西第 2 学童保育所	
	三重西第 3 学童保育所	
楠	楠町第 1 学童保育所	327-7595
	楠町第 2 学童保育所	
中部西	中部西第 1 学童保育所	080-5100-6670
	中部西第 2 学童保育所	
塩浜	塩浜学童保育所	090-3967-1428
八郷西	八郷西学童保育所	080-1585-3793
保々	保々地区学童保育所	090-8074-4428
羽津	羽津学童保育所	332-0789
	羽津第 2 学童保育所	
羽津北	羽津北学童保育所	080-4211-6083
	羽津北第 2 学童保育所	
八郷	八郷学童保育所	080-3283-6587
水沢	水沢学童保育所	090-4405-6354
神前	神前学童保育所	326-6221
大谷台	大谷台第 1 学童保育所	333-2260
	大谷台第 2 学童保育所	
中央	中央第 1 学童保育所	329-6450
	中央第 2 学童保育所	
	中央第 3 学童保育所	
	中央第 4 学童保育所	
桜台	桜台第 1 学童保育所	327-0601
	桜台第 2 学童保育所	
三重北	三重北学童保育所	080-2666-2010
小山田	小山田学童保育所	090-4213-6157
橋北	橋北学童保育所	080-3640-7978

(9) 子ども広場整備事業

遊びを通して心豊かでたくましい子どもの育成を図るために、自治会等、地域で管理する子ども広場の整備に対する補助を行い、その普及を図る。

子ども広場地区別設置状況 (令和2年4月1日現在)

	総 数		総 数
中 部	1	桜	7
富 洲 原	1	三 重	1 5
富 田	8	県	1 2
羽 津	9	八 郷	1 2
常 磐	7	下 野	8
日 永	7	大 矢 知	6
四 郷	1 8	河 原 田	8
内 部	9	水 沢	9
塩 浜	8	保 々	1 1
小 山 田	9	海 蔵	4
川 島	1	橋 北	1
神 前	1 3	楠	2
		計	1 8 6

(10) 登下校時等の子どもの見守り活動

子どもの登下校時や放課後に痴漢・連れ去り・つきまといなどの、子どもの被害を未然に防ぐため、「こどもをまもりいえ」の増設を図る。「こどもをまもりいえ」のステッカーが貼ってある家や事業所には、緊急時に子どもを一時的に保護し、警察へ通報していただくなどの対応をお願いしている。この取組は、各地域のPTA等の設置推進団体が中心となっており、設置推進団体連絡会議を開催し、学校・地域・行政との連携を密にし、組織の育成と充実を図る。

【33団体 10,043軒】



(11) 「こども110番みまもりたい」活動

子どもが犯罪や事故に巻き込まれているのを発見したり、子どもから助けを求められたりしたとき、救助や保護、そして緊急110番通報などを行ってもらえる

よう市内の事業所に協力をお願いしている。この活動に賛同する事業所の車両に「こども110番みまもりたい」のステッカーを貼付し、市内各所を走行することで子どもに対する犯罪の抑止と市民啓発を図る。

「こども110番みまもりたい」活動状況(令和2年4月末現在)

協力事業所・団体	車両台数
郵便事業株式会社四日市支店ほか	1 9 9
㈱四日市市生活環境公社	5 7
四日市タクシー協会	2 4 4
四日市市	1 4 4
民間事業所(17社)	1 9 5
合計台数	8 3 9



3. 地域ぐるみで取り組む青少年の社会的自立の促進

(1) 青少年行政の推進

四日市市青少年問題協議会の開催

青少年の指導、育成に関する総合的施策について必要な重要事項を審議し、その施策の適切な実施を期するために、必要な関係行政機関等相互の連絡調整を図る。

(2) 四日市市青少年育成市民会議

青少年の健全育成のため、啓発事業を行うとともに、地域活動への支援・助成を行う。

(3) 各種運動との連携

○ 社会を明るくする運動

青少年の健全育成・非行等問題行動防止活動を推進するため、保護司会や更生保護女性の会等、各種関係機関と協力して啓発活動を実施する。

○ 青少年の非行・被害防止全国強調月間事業

青少年の非行等問題行動や被害を防止するため、強調月間に社会を明るくする運動実施委員会と共に開いて、啓発運動を展開する。

○ 子ども・若者育成支援強調月間

青少年の健全育成について市民意識の高揚を図るために、各種機関や関係団体と連携して啓発活動を行う。

4. その他

○ 成人の日行事

新成人3,160人を対象に、記念事業を令和3年1月10日に四日市市文化会館において、新成人代表者による企画、運営のもと実施する。

オープニング(テーマ披露)／市長式辞／議長祝辞／新成人実行委員による企画・イベント